

第1回 定例会

議案審議

会期 2月20日～3月19日(28日間)

市長提出議案

- 予算案件 …………… 11件
- 条例案件 …………… 10件
- 人事案件 …………… 3件
- その他案件 …………… 3件

この定例会には、令和8年度各会計予算、条例の一部改正・廃止、人事案件など27議案が市長より提出され、いずれも原案のとおり可決・同意・承認されました。

質疑と答弁の要旨の一部は次のとおりです。QRコードを読み取ると議案質疑の録画映像をご覧ください。



予 算

議案 第9号

令和7年度 旭市一般会計補正予算

歳入歳出予算にそれぞれ18億9800万円を追加し、予算の総額を376億3500万円とする。繰越明許費の追加や地方債の追加及び変更も行う。

問 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億5560万2000円について、どのような事業に配分されているのか伺う。

答 充当事業は3つある。1つ目が、市民1人当たり1万1500円の給付金の支給を行う事業。2つ目が、プレミアム率20%のプレミアム付共通商品券の発行を行う事業。3つ目が、水道基本料金2か月分の減免を行う事業。

問 放送受信料321万円について、NHK受信料の未払い分とのことだが、詳細を伺う。

答 内訳については、カーナビが17件、モニターの目的で設置していたテレビが4件、衛星放送が受信できる状況にあるが、地上波のみの契約となっていたテレビが13件。期間について、カーナビは長いもので平成20年から、テレビは平成26年からのものがある。

問 5年を超えるものについては時効が表明できるという認識があるが、

なぜ平成20年まで遡って支払うのか。

答 今回の事案は、NHKの放送を受信できる設備を設置した者は契約を締結しなければならないという契約締結義務の不履行となり、契約自体を締結していないため、契約がある場合は状況が異なる。時効に関しては、契約が成立した後、NHKによる請求権が発生し、時効に向けてのカウントが始まる。つまり、未契約である今回の事案については時効のカウントが始まっておらず、テレビ等を設置した日まで遡って請求されることとなり、時効を主張できず、5年以上前の受信料も支払うこととなる。

条 例

議案 第16号

旭市長寿祝金支給条例 の一部改正

8年ぶりに受給資格等を見直し

受給資格者について「引き続き1年以上」を加え、「9月1日現在において、引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されている者」とし、年齢の区分を5区分から3区分に再整理する。

問 満80歳の方と満101歳以上の方を除外した理由について伺う。

答 満80歳については、平均寿命が満80歳を超えており、県内の状況も

長寿祝金の新旧比較

受給資格者	新	旧
満80歳に達する者	廃止	5000円
満88歳に達する者	10000円	10000円
満99歳に達する者	20000円	10000円
満100歳に達する者	30000円	30000円
満101歳以上に達する者	廃止	10000円

*9月1日時点で1年以上旭市民であることが、追加された。

参考に、対象外とした。満101歳以上の区分については、節目に合わせた祝い金の役割は満100歳の給付をもって果たしたものと考え対象外とした。

問 予算額がどのように変わってくるのか。

答 令和8年度予算編成時の対象見込みの人数で試算した場合、現行の制度で算定した見込額は1045万円。改正後の制度で算定した見込額は593万円、452万円の減額となる。